

**様式第二号の八(第八条の四の五関係)**

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 4年 6月 30日

都道府県知事

川勝 平太 殿

提出者

住所 浜松市中区中央二丁目8番16号

氏名 山平建設株式会社  
代表取締役 山下 健介

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 053-454-6381

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	山平建設株式会社
事業場の所在地	静岡県内事業場
計画期間	令和 4年 4月 1日 ~ 令和 5年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	売上高 ¥2,046,282,000
③ 従業員数	40
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"><li>・がれき類(コンクリート塊) → 再生処理業者に委託して、再生碎石として再資源化</li><li>・がれき類(アスファルト・コンクリート塊) → 再生処理業者に委託して、再生骨材として再資源化</li><li>・石綿含有産業廃棄物 → 最終処分業者に委託して埋立処分</li><li>・紙くず → 再生処理業者に委託して再生紙及び固形燃料として再資源化</li><li>・木くず → 再生処理業者に委託、チップ(製紙用、燃料用)及び堆肥原料として再資源化</li><li>・金属くず → 再生処理業者に委託して、原料として再資源化</li><li>・廃プラスチック類 → 再生処理業者に委託して、固形燃料として再資源化</li><li>・繊維くず → 再生処理業者に委託して、燃料として再資源化</li><li>・ガラス・コンクリート・陶磁器くず → 再生可能なものは再生処理業者に委託して路盤材等として再資源化し、不可能なものは埋立処分</li><li>・建設汚泥 → 中間処理業者に委託して脱水後、埋立処分</li><li>・混合廃棄物 → 上記の種類に分別し、再資源化。及び最終処分業者に委託して埋立処分</li></ul>

(日本工業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

## (管理体制図)

建築・土木部長・全般的な管理

建築部・土木部・統括責任者(事業所長への指導。廃棄物関係の情報収集。)

- ・特別管理産業廃棄物管理責任者

現場所長

- ・事業所長

(廃棄物の収集・処分業者の選定。又、下請業者への廃棄物に対する指導)

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

## 【前年度（令和元年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類
排出量	2,142.03 t	2.556 t

## ①現状

(これまでに実施した取組)

- ・特に実施していない

## 【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類
排出量	2,000 t	5.0 t

## ②計画

(今後実施する予定の取組)

- ・実施予定なし

## 産業廃棄物の分別に関する事項

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

## ①現状

- ・現場にて石膏ボード、金属くずの分別を実施

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

## ②計画

- ・引き続き石膏ボード、金属くずの分別を実施していく

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	<b>【前年度（令和元年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない		
②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	<b>【前年度（令和元年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) ・特に実施していない			
②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・減量、熱回収等の中間処理については、委託処理により実施していく			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでに、自社で埋立処分又は海洋投入処分を行ったことはない</li> </ul>			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き埋立処分又は海洋投入処分する予定はない</li> </ul>			

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類
	全処理委託量	2,142.03 t	2.556 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	2,142.03 t	2.556 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。</li> <li>・可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減をしている。</li> </ul>			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類
	全処理委託量	2,000 t	5 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理 委託量	2,000 t	5 t
	認定熱回収業者への処 理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優良認定処理業者を選定する</li> <li>・電子マニフェストを推進する為、電子マニフェスト対応可能な 処理業者から選定する。</li> <li>・再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収ができる業者へ 委託する。</li> </ul>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。  
「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

## ①現状

紙くず	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	石膏ボード	建設混合廃棄物	建設汚泥
0.0 t	67.36 t	0.0 t	1.1 t	0.21 t	28.416 t	29.146 t
繊維くず	石綿含有産業廃棄物					
0.384 t	11.1 t					

## ②計画

紙くず	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	石膏ボード	建設混合廃棄物	建設汚泥
1.0 t	50.0 t	10.0 t	10.0 t	10.0 t	30 t	50.0 t
繊維くず	石綿含有産業廃棄物					
1.0 t	1.0 t					

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## ①現状

紙くず	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	石膏ボード	建設混合廃棄物	建設汚泥
0.0 t	67.36 t	0.0 t	1.1 t	0.21 t	28.416 t	29.146 t
繊維くず	石綿含有産業廃棄物					
0.384 t	11.1 t					

## ②計画

紙くず	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	石膏ボード	建設混合廃棄物	建設汚泥
1.0 t	50.0 t	10.0 t	10.0 t	10.0 t	30 t	50.0 t
繊維くず	石綿含有産業廃棄物					
1.0 t	1.0 t					